

第 9 章 給水装置工事に伴う申請手続き等

第 1 節 給水装置工事の施工承認

給水装置の新設、改造、修繕とは法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。] 又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。【条例第 5 条】

給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。これは、管理者の配水管を損傷しないこと。他の需要者への給水に支障や危害を与えないこと。また、水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認するためである。

※ 給水装置工事申込書の設計図提出後に、管理者にて工事許可の最終判断を行う。

第 2 節 施工承認する工事

施工承認をする工事は、新設、改造、修繕（軽微な変更を除く）及び撤去の工事とする。

- 1 給水装置を新設する工事
配水管又は給水装置から分岐し、新たに給水装置を設置する工事。
- 2 給水装置を改造する工事
 - (1) 既設の分水栓を利用し又は分水栓を新たに設け、給水管の管径を変更する工事。
 - (2) 給水管又は給水用具の一部を取り除く工事。
 - (3) 給水管の布設位置を変更する工事。
 - (4) 給水管を改良(管種変更等)する工事。
 - (5) 家屋の建替えにより給水装置を設置する工事。
 - (6) メーター口径の変更を伴わない工事で、既設給水装置に新たに給水管を接続し給水用具を増す工事。
 - (7) その他上記の工事が重複する工事。
- 3 給水装置を修繕する工事
施行規則第 13 条に定める「給水装置の軽微な変更」を除く、給水装置の原形を変える配管を伴う工事。
- 4 給水装置を撤去する工事
配水管又は他の給水装置からの分岐箇所において給水管を切断し、当該切断口を完全にふさぎ、給水装置の全てを取り除く工事。

第3節 承認要件

- 1 給水区域内であって、当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。
 - 2 当該給水装置による計画使用水量が、分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力の範囲内であること。
 - 3 当該給水装置の口径は適正であること。
 - 4 計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。
 - 5 メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。
 - 6 当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は、その既設給水装置を撤去すること。
 - 7 その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。
- ※ 配水管の取り付け口からメーターまでの間の給水装置の構造及び材質については、管理者が指示することができる。【条例第7条の2第1項】

※ 給水装置工事申込書の設計図提出後に、管理者にて工事許可の最終判断を行う。

第4節 給水装置工事の届出

- 1 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした指定工事業者が施工する。【条例第7条第1項】
- 2 前項の規定により、指定工事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。【条例第7条第2項】
- 3 第1項の規定により管理者が工事を施工する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。【条例第7条第3項】
- 4 工事申込者は、条例第7条第3項の規定により次の各号のひとつに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める書類を提出しなければならない。
 - (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、給水装置所有者の同意書。
 - (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するときは、土地所有者の同意書。
 - (3) その他特別の事由があるときは、利害関係人の同意書又は申込者の誓約書。【規程第4条】
- 5 指定工事業者は、給水条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計図を添えて、管理者に申請しなければならない。【指定工事業者規程第14条】

- 1 申込書の作成及び給水装置工事の申込み。
申込者は、指定工事業者を選定し、指定工事業者は、管理者に申込みものとする。
- 2 申込書等の作成。
指定工事業者は、次に掲げる書類のうち、申込みに必要な書類を申込者に説明のうえ作成し、その確認を得て管理者に提出し設計審査を受けること。
給水装置工事は、設置メーター（給水装置番号）ごと、又は止水栓設置工事ごとに給水装置工事申込書を作成すること。ただし、集合住宅又は事務所等同一建物内に集合する給水装置にあつては、同一所有者の場合に限り、1棟の建物をもって1単位として申込書を作成すること。
この際、管理者は、申込みごとに受付番号及び給水装置番号を付し、別に定める設計審査手数料等を納入通知書により徴収する。

3 給水装置工事申込書（付属資料 記入例1 参照）

設置場所、申込者名、指定工事業者、主任技術者名等を記入し、申込者の押印をしたもので以下に掲げる諸届け及び委任状の該当欄に、必要事項を記入し、当該本人が押印したもの。

（1）利害関係者の承諾

① 私設管からの分岐承認

他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、給水装置所有者の承認。

② 土地所有者の通過承認

他の者の所有地内を通過して給水管を布設するときは、土地所有者の承認。

③ 構築物所有者の承認

申込場所の構築物所有者（家屋所有者）が申込者と異なるときは、構築物所有者の承認。

④ 土地所有者の承認

申込場所の土地所有者が申込者と異なるときは、土地所有者の承認。

（2）委任状

指定工事業者は、工事申込み者の委任を受けて、給水装置工事に必要な工事費及び市納金の納付並びに還付の収受に関する一切の権限を有する。

4 給水装置台帳（付属資料 記入例2 参照）

給水方式欄及び給水装置使用材料欄に、給水方式及び使用材料を記入したもの。

5 給水装置設計兼竣工図（付属資料 記入例3 参照）

工事場所、申込者名、指定工事業者名、主任技術者名、平面図、見取図及び立面図等を記入したもの。

6 その他管理者が必要であると認める書類。

（1）一般住宅等以外の集合住宅、店舗、事業所等に給水する場合の所要水量を算定した計算書。

（2）3階以上4階以下に給水する場合の必要条件を算定した計算書。

（3）増圧給水装置が必要とする場合の必要条件を算定した計算書。

（4）止水栓設置工事を行う場合の止水栓設置についての誓約書。

（5）市道の掘削は、道路管理者の掘削、占用許可が必要であるため、道路掘削、占用申請書に上下水道局の受付印、又は経由印を押印後、指定工事業者により申請する。

① 国道、県道の掘削、占用及び河川占用については、各管理者と事前協議を行い、下記に掲げる書類を準備し、上下水道局の経由印を押印後、指定工事業者より申請する。なお、占用許可等を取得するまでは、理由のいかんを問わず工事をしてはならない。また、着工に当たっては、許可条件を遵守すること。

ア 位置図

イ 施工計画書

ウ 工事概要

エ 実施工程表

オ 緊急時の連絡体制

カ 安全対策図

キ 掘削及び復旧図面

ク 損害賠償責任負担請書

ケ 現況写真

コ その他管理者の指示の書類

② 舗装復旧は、道路管理者の指示によるものとする。

③ 国道、県道又は河川占用の工事が完了後、速やかに実施工程表及び着手前・施工中・完了後の写真を道路又は河川管理者に提出し、各管理者の検査を受けること。

（6）その他、管理者が必要と認めた書類。

第5節 給水装置工事の審査・承認

- 1 給水装置工事設計等の審査は、法、条例等に基づいて、設計書及び現地調査等により審査し、これに適合する場合は承認する。
- 2 口径別分担金や設計審査手数料等の納入を必要とするときは、その納入済を確認した後に、承認を行うものとする。なお、口径別分担金等の納付を拒否したときは、当該工事を承認しない。
ただし、延納申出書により延滞金を支払う場合は、口径別分担金等を後納することができる。【分担金条例第5条の2】

第6節 給水装置工事承認後の変更

給水装置工事承認後に次に掲げる項目について設計内容の変更をする場合は、速やかに届け出し、設計審査手数料等を納入後、工事に着手するものとする。

- 1 分岐引込みに変更があるとき。
- 2 メーターの位置等に変更があるとき。
- 3 給水管の口径に変更があるとき。
- 4 給水栓数が増減するとき。(メーター適正の基準内である場合は除く。)
- 5 口径別分担金に関する変更は、再審査を受け差額を納入し承認を得ること。

第7節 工事申込みの取り下げ

申込者の都合又はその他の理由により工事の施工を取り止めた場合は、直ちに取り下げ願を提出し、必要費用を納入しなければならない。

第8節 口径別分担金

- 1 口径別分担金
給水装置の新設又は増口径工事により給水を受けようとする者のメーター口径別に係る分担金をいう。【分担金条例第3条第1号】
- 2 給水装置の新設又は増口径工事により給水を受けようとする者に対して、口径別分担金を徴収する。【分担金条例第3条第1号】
- 3 分担金の額は、別表に定める分担金の額に第1号及び第2号の税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
 - (1) 消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率。(以下「消費税率」という。)
 - (2) 消費税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た税率。

メーター口径	金 額
20 ミリメートル以下	130,000円
25 ミリメートル	220,000円
40 ミリメートル	700,000円
50 ミリメートル	1,200,000円
75 ミリメートル	3,800,000円
100 ミリメートル	6,800,000円
150 ミリメートル	11,000,000円
200 ミリメートル以上	別に管理者が定める。

【分担金条例第4条】

- 4 口径別分担金の納期限は、給水装置工事着手の承認日。【分担金条例第5条】
- 5 申込者が既に納めた分担金は還付しない。ただし、天災地変その他管理者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。【分担金条例第6条】

- 1 給水装置を設置し新たに給水を受けようとする場合、メーターの口径の区分及びその個数により徴収する。【分担金施行規程第3条】
- 2 給水装置を改造し増口径となる場合、既に給水を受けているメーター口径と増口径したメーター口径の金額の差を徴収する。ただし、口径13ミリメートルを口径20ミリメートルに、口径30ミリメートルを口径40ミリメートルに増口径した場合は、メーター口径の差額は徴収しない。【分担金施行規程第3条】
- 3 1個のメーターで2戸以上の使用水量を計算しているものを、各戸メーターに切り替える場合、切り替え後の各戸メーターの口径ごとに計算した口径別分担金の合計額と切り替え前のメーター口径に係る口径別分担金との差額を徴収する。
- 4 既設メーターの口径を減口径する場合は口径別分担金の差額の還付は行わないものとする。
- 5 既設メーターの口径を減径し、その後再び増径する場合、増径するメーターの口径に係る口径別分担金と減径したメーターの口径に係る口径別分担金との差額を徴収する。
- 6 口径別分担金の納付が確認されるまで、メーターは交付しない。
- 7 その他分担金

貯水槽水道以下の装置で、各戸徴収を受けようとする者は、各戸メーター口径に応じた分担金条例第4条の口径別分担金に相当する額の合計額から、親メーターの口径別分担金又は既に給水を受けているメーター口径別分担金の額の合計額を控除した額を徴収する。

【分担金施行規程第3条】

- (1) 分担金を納付し、貯水槽水道以下の装置により給水を受けている者が、直結直圧又は直結増圧装置を設置し給水を受けようとするときは、「直結直圧、直結増圧給水に関する口径別分担金の取り扱い基準」により、分担金条例第4条で定める額の合計額から、親メーターの口径別分担金を控除して算定する。ただし、既に、各戸徴収を受けている者については、当該算定後の額から、既に受けているメーターの口径別分担金に相当する額を控除した額とする。【分担金施行規程第3条備考2】
- (2) 前項の場合において、昭和60年3月31日以前の建築物等については、「その他分担金取り扱い基準」により、別に管理者が定める工事を施工することにより、分担金条例第4条で定める額の合計額を免除する。

第9節 手数料

- 1 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際これを徴収する。
- | | | |
|-------------------------|---------------|------------------|
| 設計審査手数料 | 1 水栓番号 1 回につき | 3, 0 0 0 円(非課税) |
| 工事検査手数料 | 1 水栓番号 1 回につき | 6, 0 0 0 円(非課税) |
| 立会料 (分岐工事 1 3 ~ 5 0 mm) | 1 回につき | 6, 0 0 0 円(課税) |
| 立会料 (分岐工事 7 5 mm 以上) | 1 回につき | 1 1, 0 0 0 円(課税) |
| 立会料 (仕切弁操作) | 1 回につき | 6, 0 0 0 円(課税) |
| 停水料 (配水管切取工事) | 1 回につき | 4 0, 0 0 0 円(課税) |
| 各戸検針 (事務手数料) | 1 件につき | 6, 0 0 0 円(課税) |
| 受水タンク・増圧装置 (中間検査費) | 1 箇所につき | 6, 0 0 0 円(非課税) |
- 2 前項各号に係る手数料は、休日及び勤務時間外の場合は 5 割増とする。
- 【条例第 31 条関係】

- 1 手数料の課税等は消費税相当額をいう。

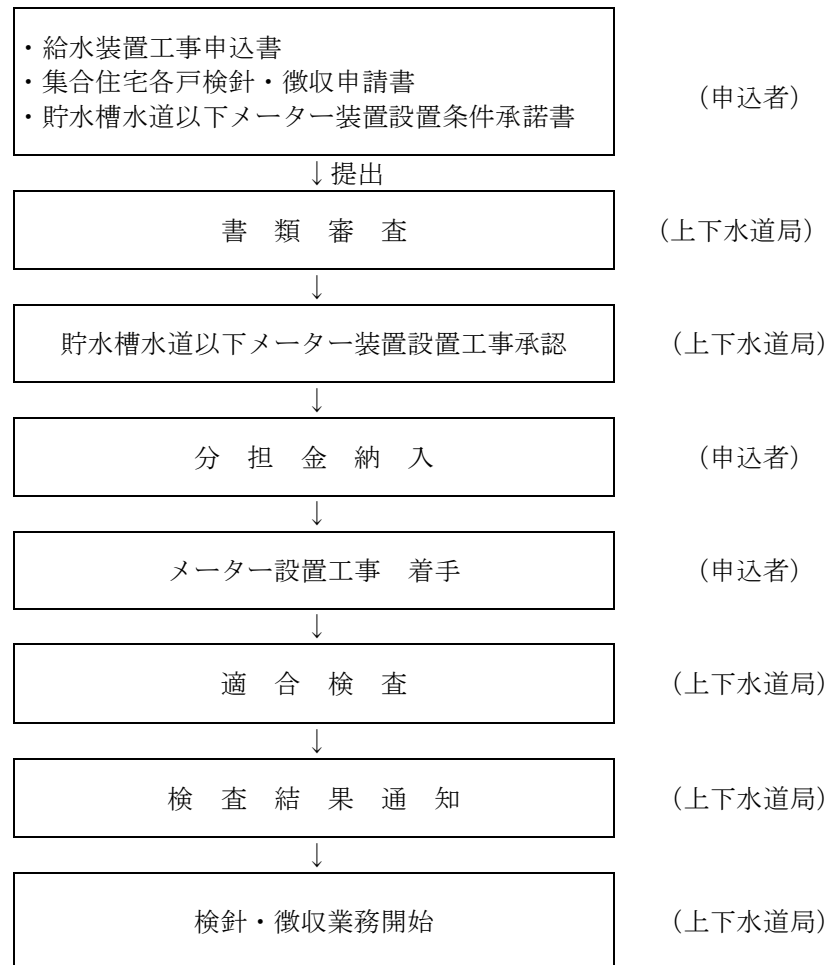
第10節 貯水槽水道等における各戸徴収の取り扱い

集合住宅における各戸徴収の申請がされた場合、その他分担金等の徴収について以下のとおり取り扱う。

- 1 昭和 6 0 年 3 月 3 1 日以前の集合住宅で既存建築物がある場合(各戸徴収していない場合)。
- (1) 既存建築物が昭和 6 0 年 3 月 3 1 日以前に建築された建築物であること。
(給水台帳の確認、使用開始日の確認、貯水槽水道の有無、分担金賦課状況)
 - (2) 既存建築物が昭和 6 0 年 4 月 1 日以降に建設した建築物で昭和 6 0 年 3 月 3 1 日迄に申請があった建築物であること。
(給水台帳の確認、使用開始日の確認、貯水槽水道の有無、分担金賦課状況、各戸徴収申請日の確認)
 - (3) 第 8 章貯水槽水道以下装置の指導基準第 7 節各戸検針・徴収に係るメーターの設置基準により施工されていること。施工されていない場合は申請者の費用負担において施工すること。
 - (4) 各戸のメーター設置工事は宝塚市上下水道局指定給水工事業者で施工されていること。
 - (5) 各戸のメーターは管理者指定のメーター(新規メーター)を申請者の費用負担において設置すること。
 - (6) 管理者の適合検査終了後、メーターは管理者に寄付すること。
 - (7) 上記の(1)から(6)の条件を全て満たした場合、その他分担金は免除する。
 - (8) 各戸徴収申請に係る諸経費として、手数料を徴収する。
・全戸数×手数料(6, 0 0 0 円) + 消費税相当額
- 2 昭和 6 0 年 3 月 3 1 日以前の集合住宅で既存建築物を昭和 6 0 年 4 月 1 日以降に改築工事された場合(各戸徴収していない場合)。
- (1) 改築工事以前の建築物が昭和 6 0 年 3 月 3 1 日以前に建築された建築物であること。
(給水台帳の確認、使用開始日の確認、貯水槽水道の有無、分担金賦課状況)
 - (2) 改築工事以前の建築物と規模、構造、用途が著しく異なっていない建築物であること。
(改築工事以前の規模、構造、用途が明確に確認できる図書)
 - (3) 既存建築物の必要水量に適した給水管口径であること。これに満たないときは、給水管を申請者の費用負担において増口径工事を施工すること。
 - (4) 第 8 章貯水槽水道以下装置の指導基準第 7 節各戸検針・徴収に係る水道メーターの設置基準により施工されていること。施工されていない場合は申請者の費用負担において施工すること。

- (5) 各戸のメーター設置工事は宝塚市上下水道局指定給水工事業者で施工されていること。
 - (6) 各戸のメーターは管理者指定のメーター（新規メーター）を申請者の費用負担において設置すること。
 - (7) 管理者の適合検査終了後、メーターは管理者に寄付すること。
 - (8) 上記(1)から(7)の条件を全て満たした場合、その他分担金は免除する。
ただし、改築工事以前の戸数より増加した場合、増加戸数についてその他分担金は徴収する。
(親口径別分担金については考慮しない。) この場合の額は次のとおりとする。
増加戸数×その他分担金(口径別分担金相当額) + 親口径別分担金(親口径に変更がある場合) + 消費税相当額
 - (9) 各戸徴収申請に係る諸経費として、手数料を徴収する。
・全戸数×手数料(6,000円) + 消費税相当額
- 3 昭和60年4月1日以降に集合住宅の新築工事を行った場合。
- (1) 第8章貯水槽水道以下装置の指導基準第7節各戸検針・徴収に係る水道メーターの設置基準により施工されていること。
 - (2) 各戸メーターは管理者が貸与するメーターを設置すること。
 - (3) 全戸数に対してその他分担金を徴収する。
全戸数×その他分担金(口径別分担金相当額) - 親口径別分担金 + 消費税相当額
 - (4) 各戸徴収に係る諸経費として、手数料を徴収する。
・全戸数×手数料(6,000円) + 消費税相当額
- 4 昭和60年4月1日以降の建築物で集合住宅を改築、増築工事された場合。
- (1) 第8章貯水槽水道以下装置の指導基準第7節貯水槽水道のメーターの設置基準により施工されていること。
 - (2) 各戸メーターは管理者が貸与するメーターを設置すること。
 - (3) 改築、増築工事以前に各戸徴収を行っていない集合住宅の場合
全戸数に対してその他分担金を徴収する。
・全戸数×その他分担金(口径別分担金相当額) - 親メーターの口径別分担金 + 消費税相当額
 - (4) 各戸徴収に係る諸経費として、手数料を徴収する。
・全戸数×手数料(6,000円) + 消費税相当額
 - (5) 改築、増築工事以前に各戸徴収を行っている集合住宅の場合
改築、増築工事以前の戸数より増加した戸数に対してその他分担金を徴収する。
増加戸数×その他分担金(口径別分担金相当額) - 親メーターの口径別分担金(増口径相当分) + 消費税相当額
 - (6) 各戸徴収に係る諸経費として、手数料を徴収する。
・全戸数×手数料(6,000円) + 消費税相当額
- 5 集合住宅における各戸徴収の申請を行う場合は、集合住宅各戸徴収申請書及び給水装置工事申込書(散水用)を提出すること。

集合住宅の各戸検針・徴収の手続きの手順



第 1 1 節 臨時用給水装置工事の取り扱い

- 1 工事その他の事由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。【条例第 29 条第 1 項】
- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。【条例第 29 条第 2 項】
- 3 臨時用とは、工事その他臨時に使用するもの【規程第 15 条第 3 号】

- 1 工事その他の事由により、一時的に水道を使用するための給水装置を新設する場合は、臨時用とする。

なお、給水栓を 1 栓のみ設置をする場合は、臨時用で申込をすることとし、臨時用使用後に、その給水装置を使用して臨時用以外の用途に変更することを前提として給水装置工事を申し込む場合は、工事用で申込をすること。

- 2 臨時用を申し込む場合、誓約書(別途様式)及び代理人選任届(別途様式)を同時に提出する。

この際、料金精算を円滑に行うため、申込者(使用者)の住所及び氏名は、当該申込者の会社の所在地又は自宅等の住所とし、法人の場合は、法人名で申し込むこと。

- 3 臨時用の使用をやめたとき、料金精算を行うことになるので臨時用(工事用)の使用者名義は支払者の了承を得るものとし、できれば指定工事業者が代行して申し込むこと。
- 4 臨時用の使用廃止と同時に、配水管の分岐から臨時用給水栓までは、指定工事業者において撤去し、使用水量は、上下水道局職員のメーター指示数の確認を受けること。
- 5 臨時用(工事用)の水道料金(課税)
8,000円(基本料金(2ヶ月)+400円/㎡)
- 6 臨時用(工事用)の前納金

(1) 口径13～20mm	70,000円
(2) 口径25mm	150,000円
(3) 口径40mm以上	300,000円より
- 7 臨時用メーターが撤去されているまたはメーターが設置されていない場合は、工事の一環として、指定工事業者にて取付を行う。

第12節 給水装置の工事検査等

- 1 管理者は、法第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施工した指定工事業者に対し、当該給水装置工事を施工した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。【法第25条の9】
- 2 管理者は、指定工事業者に対し、当該指定工事業者が給水区域において施工した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。【法第25条の20】

- 1 指定工事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
【条例第7条第2項】
- 2 指定工事業者は、条例第7条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため、工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により管理者に申請しなければならない。
【指定工事業者規程第15条第1項】
- 3 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。【指定工事業者規程第15条第2項】
- 4 管理者は、指定工事業者が施工した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施工した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施工した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。【指定工事業者規程第16条】
- 5 管理者は、指定工事業者が施工した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。【指定工事業者規程第17条】

- 1 管理者が水道の管理上必要があると認めるとき及び工事完了後に行う給水装置の検査は、その位置、構造、材質若しくは機能又は漏水の有無について検査を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、給水装置の規模、構造、工事内容その他で、管理者がその必要がないと認めるときは、検査の一部を省略することができる。

- 1 検査の種類
検査は、次の3種類とする。
(1) 中間検査・・・① 給水装置工事の穿孔工事、又は後日の竣工検査時に確認の困難

なものは、中間検査を受けなければならない。

② 貯水槽水道給水方式・直結増圧給水方式の場合は、配管等が完了し、防凍材を施工するまでに中間検査を受けなければならない。

(2) 竣工検査・・・ 指定工事業者は、給水装置工事が完成した時、直ちに竣工検査の日時を申込み、その検査を受けること。

(3) 手直し検査・・・ 各検査の結果、施工方法、材料等が不相当と指摘されたときは、速やかに手直しを行い、再検査を受けること。

2 検査の申し込み

(1) 指定工事業者は、給水装置工事が完了後速やかに、管理者に給水装置工事竣工届を提出すること。

(2) 指定工事業者は、竣工検査を申し込むとき、給水装置竣工届受付簿に指定工事業者名、申込者住所氏名及び水栓番号を記入すること。

(3) 主任技術者は、あらかじめ現地において使用材料等が給水装置の構造及び材質基準に適合していることを確認し、使用開始前に給水装置管内を洗浄するとともに、通水及び耐圧試験等の適合確認を行い、管理者に給水装置工事検査確認書を給水装置工事竣工届とともに提出すること。

3 検査の方法

現地で給水装置を検査し確認する。ただし、検査の工程上、未確認の部分もあるので写真検査も併用する。

4 主任技術者の立ち会い

給水装置工事を施工した指定工事業者に対し、規程 13 条第 1 号により指名された主任技術者又は指定工事業者に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

5 検査結果による手直し義務

中間検査又は竣工検査において手直しを指摘されたときは、速やかに手直しを行い、再検査を受けること。

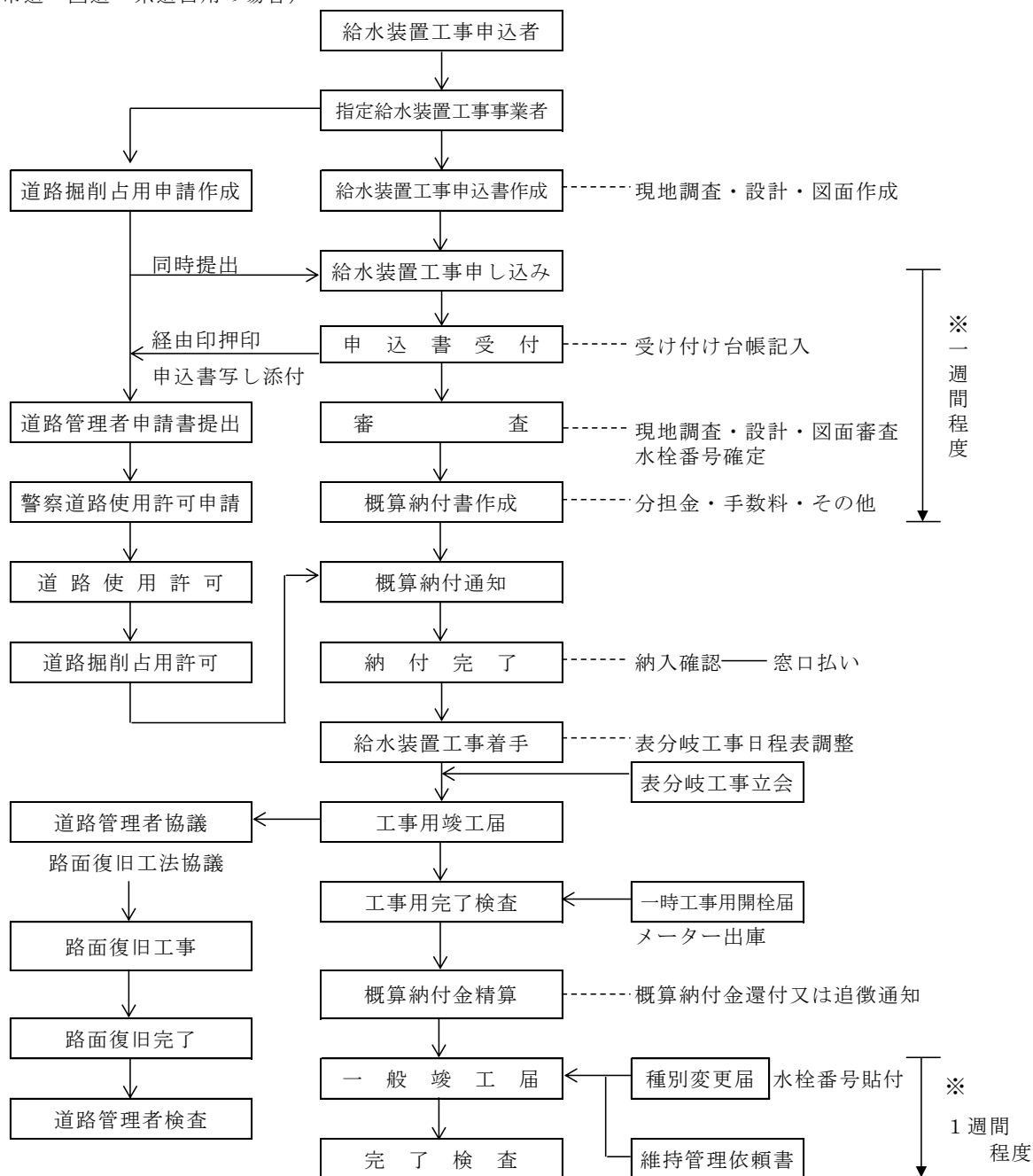
6 分岐工事の立会い

(1) 配水管から分岐又は撤去工事を行う場合、上下水道局職員の立会いのうえ実施する。

(2) 配水管から分岐又は撤去工事を施工するときは、事前に市納金の納付及び道路占用許可、道路使用許可を得た後に、給水装置工事現場管理票を提出し、上下水道局備え付けの表工事立会い予定表に立会い日時、工事場所、申込者氏名、指定工事業者名等を記入すること。

給水装置工事フロー図

(市道・国道・県道占用の場合)



市道掘削占用工事に係る注意事項

1. 市道掘削については、道路管理者及び宝塚警察署の許可条件を尊重し、丁寧に施工すること。
2. 工事に際しては、許可書及び道路使用許可書を所持した給水装置工事主任技術者を常駐させること。
3. 工事に先立ち、地元と住民と事前協議を行い、工事着手後苦情等のないよう万全を講じること。
4. 掘削工事完了後、その日に仮復旧を行い、仮復旧後申請者名をペンキ等で記入すること。
5. 掘削箇所は、切込碎石で入れ替えすること。
6. 本復旧については、道路管理者と協議の上、指示に従い確実に施工すること。
原則として復旧工法及び面積は次のとおりとする。
 - ① 工法
掘削部分は切込碎石で入れ替え
復旧厚 路盤工（粒調碎石） 厚 10cm
AS舗装（密粒AS） 厚 5cm
 - ② 面積
 - a 横断掘削の場合
道路幅員 W=3.5m未満 面積 全幅 × 巾 =2.0m
W=3.5m以上 片幅 × 巾 =2.0m（小断）
W=3.5m以上 全幅 × 巾 =2.0m（横断）
 - b 縦断掘削の場合
道路幅員に関係なく道路管理者と協議の上、指示に従うこと。
7. 本復旧は、仮復旧後15日以内に行うこと。
8. 第3者に損害を与えたときは、申請者において処理を行うこと。
9. 工事中は、必ず交通整理員を適正に配置すること。